

第17回（令和元年度）静岡市民清水区サッカー大会実施要項（3種）

1. 主催 静岡市体育協会・静岡市サッカー協会・NPO法人清水サッカー協会
2. 主管 地域スポーツクラブづくり推進委員会・市民大会運営協議会
3. 大会の目的・考え方
 - (1) 目的
清水地区在住者を中心とした市民が、サッカーを通じて相互に協力することにより、より多くのサッカーを楽しむ環境づくりを進めることを目的とする。
 - (2) 考え方
 - ①より多くの選手がサッカーを気軽に楽しむことができる中長期的に安定した受け皿として、地域単位でのスポーツクラブづくりにつながる取り組みを進める。
 - ②出場しない地域の選手や女子選手など、他にプレーする機会の少ない選手のために、地域の範囲を広げたチーム編成を認めるなどの措置をし、プレーの機会の創出に努める。
4. チーム編成
 - (1) チームは同一小学校区（またはそれに準ずる区域。以下「地域」という）に住所を有する者で編成し、地域を代表して各カテゴリー大会に参加する。
 - (2) 2以上の「地域」による合同チームの参加も認める。
 - (3) 参加できるチーム数は、原則的に1カテゴリーにつき1地域1チームとする。ただし、中学校区でまとまったチーム編成での参加を認める。
 - (4) 学校の部活動や地域を単位としないクラブなど、地域単位以外でのチーム参加は、役員が出場チームの事情を考慮して決定する。
5. 参加選手資格・年齢基準
 - (1) 原則として、清水サッカー協会会員及び清水区内各地域の在住者。（ただし、スポーツ傷害保険またはそれに順ずる保険に参加チームとして加入すること。）
 - (2) 3種のカテゴリーは中学1年生～3年生のU-13・U-14・U-15とし、下の学年の選手が上の学年のカテゴリーへの参加を認める。上の学年の選手が下の学年のカテゴリーへの参加は認めない。
 - (3) 選手登録は1人1カテゴリーかつ1チームとする。ただし、女子選手は、女子のカテゴリーと重複して参加することを認める。
6. 競技方法
 - (1) 学年ごとのリーグ戦・トーナメント戦を行う。各カテゴリー40分ゲーム。
 - (2) リーグ戦での順位決定は、①勝ち点（勝3、分1、負0） ②得失点差 ③総得点 ④該当チームの対戦結果 ⑤抽選 とする。トーナメント戦で同点の場合は5人制のPK戦を行う。
 - (3) 準決勝までの審判は参加チーム同士で行い、決勝の審判は3種役員が行う。
 - (4) 1試合目前に本部に提出したメンバー表の選手で、最後の試合まで戦うこと。
7. 大会運営
 - (1) 各チームに、チーム代表者1名、チーム監督1名（チーム代表者と兼任を認める）を置かなければならない。
 - (2) 代表者及び監督は成人とし、代表者はチームの大会参加に関する責任を負う。
 - (3) 監督は、選手に対してフェアプレーの精神でマナーを守った行動させるなど、責任もって指導に当たる。また、審判など大会の運営にも協力する。
8. 会計
 - (1) 参加1チーム当たり3,000円を参加料とする。うち1,000円を運営協議会に納める。
 - (2) 大会が荒天などで中止となった場合は、参加料を返金する。
9. 表彰 各カテゴリーと1位と2位を表彰する。